

『ソフトウェア開発委託契約書』『ソフトウェア保守契約書』『プログラム使用許諾契約書』『秘密保持契約書』を題材に具体的な条項を学ぶとともに、裁判例に発展した紛争事例を解説!

# 具体事例で学ぶ『IT契約』の基礎知識

本セミナーは『社内研修』としての開催も可能です。  
詳しくは下記担当までお問い合わせください。

委託者側・ユーザー側の視点に立って、トラブル・紛争を予防するための基礎知識を解説

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年 5月 14日(火) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

契約関係をめぐる紛争が生じた場合、契約書はとても重要な証拠となります。契約書を作成する際は、将来発生する可能性があるトラブルへの予防策を盛り込むとともに、トラブルが生じてしまった場合でもその損害を最小限に抑えられるような解決策を盛り込んでおくことが必要です。これには、契約書のチェックポイントをおさえることに加え、契約に関する裁判例についての情報収集を行うことが大いに役立ちます。本セミナーでは、委託者側(ユーザー側)の視点に立って、契約書を作成・チェックする際のポイントを逐次的に解説するとともに、IT契約に関する裁判例(紛争事例)を解説します。

講師 A.佐川法律事務所 弁護士 佐藤未央 氏



講師紹介 早稲田大学政治経済学部卒業後、システムエンジニアとしての一般企業での勤務を経て、平成19年9月弁護士登録(東京弁護士会所属)。主に会社法分野を担当し、取締役会や株主総会の運営、株式会社などの各種団体設立、株式・ストックオプション・社債の発行手続、デューデリジェンス、契約書のドラフト・レビューなどを行っている。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191305-0303 具体事例で学ぶ『IT契約』の基礎知識

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問い合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

## ・プログラム・

### 1. 契約書のチェックポイント① 『ソフトウェア開発委託契約書』

- (1) 委託範囲・スケジュールに関する条項
- (2) 報酬・費用負担に関する条項
- (3) 成果物の所有権・知的財産権に関する条項
- (4) その他条項

### 2. 契約書のチェックポイント② 『ソフトウェア保守契約書』

- (1) 保守業務の範囲・内容に関する条項
- (2) 保守料に関する条項
- (3) その他条項

### 3. 契約書のチェックポイント③ 『プログラム使用許諾契約書』

- (1) ライセンスの範囲・内容に関する条項
- (2) ライセンスフィーに関する条項
- (3) 所有権・知的財産権に関する条項
- (4) その他条項

### 4. 契約書のチェックポイント④ 『秘密保持契約書』

- (1) 秘密情報の特定に関する条項
- (2) 秘密保持義務の内容に関する条項
- (3) その他条項

### 5. IT契約を巡る裁判例

- (1) 裁判例
  - ・正式な契約書を取り交わす前に作業を開始したケース
  - ・契約内容と作業形態に不一致があるケース
  - ・契約内容に不備があるケース など
- (2) 最近の動向

### 6. 民法改正のポイント

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。